

訪問看護ステーションてつな運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は、茨城県厚生農業組合連合会、県北医療センター高萩協同病院が開設する訪問看護ステーションてつな(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「指定訪問看護等」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師等が要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にあり利用者に対し、適正な指定訪問看護等を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 1 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 指定訪問看護の事業が、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立し日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 訪問看護の実際にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス、居宅サービス計画と綿密な連携に努め、強力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーションてつな
- (2) 所在地 茨城県高萩市上手綱上ヶ穂町1006-9

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 1 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1名
事業者の従業員及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う。
- (2) 看護職員：常勤換算2.5人以上

指定訪問看護等の提供にあたる。

なお、看護職員(准看護師を除く)は訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書)を作成する。

(3) 事務員：事務員 1 名

訪問看護に関わる事務全般を行う。

2 事務の状況に応じて、職員数は増減する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、事業者茨城県厚生農業協同組合連合会指定に準じて、定めるものとする。

(1) 営業日：月曜日から金曜日及び第1・3土曜日

ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く

(2) 営業時間：平日 午前8時30分から午後5時00分

第1・3土曜日 午前8時30分から12時30分

(3) 夜間体制は時間外外来と連携し、入院等の体制は24時間可能とする。

(サービス提供する地域)

第6条 介護保険 高萩市 北茨城市 日立市十王
医療保険 片道20km以内

(訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の内容は次の通りです。

(1) 病状、心身状況の観察

(2) 清拭、洗髪等による清潔保持

(3) 食事及び排泄等日常生活の世話、指導

(4) 褥瘡の予防、処置

(5) 機能訓練の実施指導

(6) 寝たきり、認知症予防

(7) ターミナルケア

(8) 介護技術指導や介護用品の工夫と紹介

(9) 家族介護者の健康管理と相談毎に関する助言、指導

(10) その他医師の指示による医療処置

(利用料金)

第8条1 訪問看護を提供した場合、利用者から基本利用料を徴収するものとする。

(訪問看護利用料金内訳表参照)

- 2 訪問看護を開始するにあたり、予め利用者家族に対し、その趣旨を文章で説明したうえ、支払いに同意する旨の文章に署名又は記名押印を受けることとする。
- 3 利用者の申し出により訪問看護を提供した場合、その他の利用料として徴収するものとする。(訪問看護利用料金内訳表参照)
- 4 医療保険での訪問看護にかかる交通費は訪問看護ステーションから1kあたり30円で計算し、自費で徴収する。
- 5 利用料(基本利用料を除く)、交通費については、支払い困難と管理者が認めた利用者の場合は、減額又は免除することができる。

(緊急時における対処方法)

- 第9条 1 看護師等は、訪問実施中に利用者の病状に急変その他緊急の事態が生じたときは、速やかに主治医へ連絡し、適切な処置を行うこととする。
- ・平日 午前8時30分から午後5時00分の場合
主治医との連絡が困難な場合には、県北医療センター高萩協同病院救急担当医に連絡し、適切な処置を講ずるものとする。
 - ・休日、夜間の場合
生命に危機を認めた場合すぐに救急へ連絡
- 2 看護師等は、夜間、時間外等においては時間外外来と連携したうえで、24時間体制とし、時間外外来看護師が対応し相談、指導する。
 - 3 看護師等は前項の処置をした場合には速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(相談・苦情に関する事項)

- 第10条 1 相談・苦情に関する窓口を設置し、提供した指定訪問看護ステーションなどに関する利用者からの要望・苦情に対して対応する。
担当：管理者 電話(0293)44-8777 FAX(0293)44-8778
- 2 提供した指定訪問看護師等に関し、市町村が行う文章その他の物件の提出もしくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 3 提供した指定訪問看護師等に国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 4 提供した指定訪問看護師等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣するものが相談又は援助を行う事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

- 第 11 条 1 指定訪問看護のサービス提供時に利用者に誤って事故が発生した場合、市町村、利用者の家族及び介護支援専門員(介護予防にあたっては地域包括支援センター)に連絡を行うとともに、関連病院等に連絡、報告を行い必要な措置を講じる。
- 2 賠償すべき事故が発生した場合、関連機関との連携の上、損害賠償を速やかに行う。
- 3 事故が発生した際には、その原因を解明し、再発防止に努める。
- 4 事故の状況及び事故に際して行った処置等を記録する。

(個人情報の保護)

- 第 12 条 1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働大臣が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに取扱いに努めるものとする。
- 2 従業者が得た利用者又はそのかぞくの個人情報については、事業所で介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第 13 条 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の処置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する
- (3) 虐待防止するための定期的な研修の実施・受講
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置：管理者
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族高齢者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他)

- 第 14 条 1 訪問看護ステーションは社会的使命を十分に意識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また業務体制を調整する。
- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内

(2) 継続研修 年2回以上

- 2 従業員は、業務上知り得た秘密を保持する。
- 3 従業員であったものは、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持させるため、従業者で亡くなったあとにおいてもこれらの秘密を保持すべき旨を、就業規則の規定に準ずるものとする。
- 4 サービスに係る記録の保存期間は5年間とする。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は茨城県厚生農業協同組合連合会が定めたものとする。

- 附則
- 1 この規定は2023年1月5日から施行する。